

1 事業の概況

本事業の支援種別には、「転宅支援」「定着支援」「継続支援」がある。平成28年度に簡易宿泊所等の多くが閉鎖したことの影響で、多くの対象者が簡易宿泊所等からアパートへ転宅した。そのため平成29年度は、残されたより課題の多い方がアパート転宅の対象者となった。また、本事業は、平成29年度から事業開始した「宿泊所等入所者相談援助事業」と連携して、被保護者が地域で安心して生活できる住居を確保し、施設等から地域の居宅生活へ円滑に移行できるよう支援を実施してきた。また、アパート転宅直後には定期的に訪問し、被保護者が課題を解決できるよう支援していくことで、地域生活への定着を目指している。最近は高齢や疾病等による複雑な課題を持つケースも多く、ケースワーカーや関係機関とより一層の連携が必要となってきた。

平成30年度も、新宿区福祉事務所や関連機関との連携を一層密にして、地域生活移行・自立支援機能の一部門を担っているということを十分自覚して事業を運営していく。

2 主要目標と取組

- (1) 簡易宿泊所などに居住する利用者が再び路上生活に戻らないよう、アパート転宅等の地域生活への移行を支援する。(転宅支援)
- (2) アパートに居住する利用者が、安定して地域生活が継続できるように支援を行う。(定着支援)(継続支援)
- (3) 福祉事務所や各事業団施設、その他の関連機関との連絡を密にし、連携を強化する。
- (4) 受託事業の安定的な運営と継続を目指す。
- (5) 年間数値目標

	30年度目標	29年度目標	29年度実績(見込)
利用者数	240人	300人	180人
訪問同行数	650回	800回	530回

3 管理運営

- (1) きめ細やかな利用者支援の実施
 - ① 利用者の情報、課題を的確に把握し、ケースワーカーの支援業務を補完する。
 - ② アパート転宅や就労など利用者個々の課題に対応したきめ細かな支援を行う。
 - ③ 衛生、健康、金銭管理、地域住民との関係作りなど生活全般に関する助言を行う。
 - ④ 地域の社会資源を開拓し、必要な情報を利用者に提供できるようにする。
- (2) 担当ケースワーカーや宿泊所等入所者相談援助事業との連携した支援の展開
 - ① 担当ケースワーカーへ随時支援状況を報告し、支援方針策定に関する提案を行う。
 - ② 転宅までの条件整備が必要なケースについては、宿泊所等入所者相談援助事業と連携し、課題解決に向け取り組む。
 - ③ それぞれの立場の役割分担を明確にし、効率的かつ迅速な支援を行う。
- (3) 相談援助記録の作成及び個人情報管理
 - ① 相談援助記録を速やかに作成し、相談内容等の情報を共有する。
 - ② ネット回線は単体で専用使用し、パスワード管理を徹底するなど個人情報の漏洩を防止する。記録保管用キャビネット及び事業所の施錠、訪問時の持参書類管理を徹底する。

4 その他

- (1) 福祉事務所内における事業実施状況の周知
 - ① 福祉事務所の事業担当職員との定期ミーティング及び事例検討を月2回実施し、会議録を作成、福祉事務所担当部署内にも回覧する。
- (2) 業務の効率化、安全管理
 - ① 福祉事務所の状況変化、ニーズに対応し、業務及び支援の内容を改善する。
 - ② 朝礼時、業務事項の引継、支援の進捗状況について情報共有を行う。